

議第164号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例  
京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。  
第3条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別表上京福祉事務所の項中「京都市上京区上立売通大宮東入幸在町689番地」を「京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

上京福祉事務所の位置を変更する等の必要があるので提案する。